

令和 7 年度 熱中症予防対策空調付き作業着等購入助成金交付要綱

(目 的)

第 1 条 この要綱は、一般社団法人兵庫県トラック協会（以下「兵ト協」という。）会員の就業時に熱中症の予防及び健康起因事故防止を目的として、空調付き作業着等の購入に対し、購入費の一部を助成する。

(助成対象)

第 2 条 助成対象は、兵ト協の会員で兵庫県下の事業所に所属するトラックドライバーに就業時の熱中症等を予防するため購入した作業着等で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1)空調付き作業着
- (2)空調機器(ファン)が装着できる作業着
- (3)空調機器用バッテリー

(助成額)

第 3 条 助成額は、第2条の(1)空調付き作業着は 1 着につき 7,000 円、(2)空調機器(ファン)が装着できる作業を購入した場合は、1 着につき2,000円を交付し、(3)空調機器用バッテリーは、1 台につき購入価格の1/2を助成するが、1 台5,000 円を上限とする。

また、1 事業者に対しては、合計で 50, 000 円を上限とする。

(助成金の申請)

第 4 条 助成金の交付を受けようとする会員は、別紙(様式1)に、次の書類を添付して兵ト協に提出する。

- (1)領収書若しくは支払いの確認のできる書類
※必ず但し書きや明細で作業着等の確認が出来るもの
- (2)購入したものが空調付き作業着や空調用のバッテリーであることがわかるもの
ex.カタログのコピー、ネットの記載内容のコピー等

(その他必要な事項)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、兵ト協が別にこれを定める。

(附 則)

- 1. 本要綱は、令和7年 4 月 1 日より適用する。